

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

＜＜鹿児島県最低賃金が改正されます＞＞

必ずチェック！最低賃金！

時間額 1,026 円（令和 7 年 11 月 1 日効力発生）

鹿児島県最低賃金は、現行の時間額 953 円から **73 円引き上げ**られ時間額 1,026 円となることが決定しました。

11 月 1 日以降の勤務に対しては、パート・アルバイトなどの雇用形態や年齢を問わず、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

労基署



第 193 号
R7.10.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574

業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充し、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出が省略可能になりました

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

① **事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が対象**
（事業場内最低賃金が 953 円～1,025 円までの事業所が対象）

② 賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和 7 年 9 月 5 日から最低賃金改定日の前日（10/31）までに賃金引上げを実施していれば、**賃金引上げ計画の提出は不要**となりました。

申請には、申請書や見積書のほかに、賃金引上げ結果、事業実施計画（設備投資等の計画）の提出が必要です。

ご不明な点は**業務改善助成金コールセンター**までお問合せください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

「労災かくし」は犯罪です。
事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者が死亡傷病報告等を労働基準監督署に提出しなければなりません。
「労災かくし」とは、労働者死傷病報告を故意に提出しないこと、虚偽の内容を記載して提出することをいいます。

鹿児島労働局HP



鹿児島県最低賃金
1 時間 **953 円**
（R6.10.5～）

「令和 7 年度 鹿児島県労働安全衛生大会」が開催されます

～安全意識の高揚と労働災害防止に向けて～

- ・ 日時 令和 7 年 10 月 31 日（金）13 時 30 分～
- ・ 場所 川商ホール（鹿児島市民文化ホール）第 2 ホール
- ・ 次第 来賓挨拶、祝辞、特別講演等

演題 健康で安全な人生を手に入れる労働衛生

～職場で実践できる健康管理のポイント～

講師 鹿児島純心大学名誉教授 徳永龍子 氏

「スタートアップ労働条件」
このサイトから、36 協定、1 年
変形労働時間制、就業規則
の電子申請が可能です。



- ・ 労務、安衛管理 WEB 診断
- ・ 働き方改革セルフチェック
- ・ 電子申請様式作成支援
- ・ 就業規則作成支援ツール